平成２２年（フ）第３３７号
兵庫県尼崎市西難波町２丁目21番12号
債務者　河野　宏助
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４８４号
兵庫県西宮市津門仁辺町２番16号２Ｆ西
債務者　Ｒｙｕｚｕ　ＦＡＣＴＯＲＹこと　上川　哲生
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５２６号
兵庫県尼崎市久々知西町２丁目４番15―807号、従前の住所兵庫県尼崎市上坂部２丁目24番27―402号
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５５６号
兵庫県西宮市甲子園九番町８番６号、前住所大阪府大東市新田本町８番20号
債務者　濱田　君子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５７９号
兵庫県西宮市甲子園九番町４番４号　セジュール九番町102
債務者　村上ゆかり
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５９４号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目84番地パークアベニューⅠ―303号
債務者　山本　泰浩
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５９５号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目84番地パークアベニューⅠ―303号
債務者　山本　直子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５９８号
兵庫県尼崎市神田北通４丁目105番地ビューネ尼崎701号
債務者　山中　澄子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６１１号
兵庫県尼崎市七松町１丁目19番６号エメラルド立花Ⅱ―202号、前住所大阪府貝塚市久保80番地５棟306号
債務者　田中　紗子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６１５号
兵庫県西宮市大島町５―22―301、住民票上の住所大阪府豊中市豊南町西３丁目９番17号、住民票上の前住所大阪府豊中市服部本町５丁目７番28号
債務者　仲田　幸司
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６１７号
兵庫県西宮市小松南町２丁目２番20号、前住所兵庫県伊丹市池尻５丁目37番地１東急ドエル・アルス伊丹202号
債務者　森田　典久
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６２６号
兵庫県尼崎市北大物町10番12号
債務者　白井　留美
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６５３号
兵庫県西宮市角石町３番169―201号
債務者　安東千登勢
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４７号
鳥取県東伯郡北栄町由良宿1807番地１　町住48号
債務者　橘　かおる
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第４９号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字長江651番地２
債務者　前田登喜雄
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第５１号
鳥取県東伯郡北栄町下神745番地１
債務者　山根　　操
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第５７号
鳥取県倉吉市関金町今西173番地２
債務者　石賀　耕介
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部